

第 1 1 2 号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 7 号を削り、第 1 8 号を第 1 7 号とする。

第 3 条第 1 項中「、通知カードの再交付については 1 件につき 5 0 0 円」を削る。

別表第 2 の 7 9 の項中「第 1 4 条第 9 項」を「第 1 4 条第 1 3 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。